

愛知県一宮総合運動場プール監視等業務仕様書

この仕様書は、愛知県一宮総合運動場プール監視等業務委託契約書の定めにより、乙が履行すべき水泳施設監視業務、受付案内業務及び日常清掃業務の範囲の基準を定めたもので、契約業務の履行に当たっては、乙はこの仕様書に基づき、関係諸法令を遵守し、常に安全で衛生的な施設の確保に努めるものとする。

また、本仕様書は、業務の大要を示すものであり、乙は、各現場の状況に応じて本仕様書に記載されていない事項であっても、業務遂行上必要と認められる事項については、愛知県一宮総合運動場長（以下「場長」という。）の承認を得て実施し、施設の円滑な運営に寄与するものとする。

1 基本事項

(1) 事前準備業務

開業準備として、令和6年6月27日(木)・28日(金)・29日(土)・30日(日)の4日間で、プール棟（更衣室、トイレ、監視員詰所等）の清掃を含めた業務を行うこと。

(2) 計画立案業務

勤務時間の割振り、勤務体制を示した業務実施計画書を作成し、7月分は6月28日(金)までに、8月分は7月26日(金)までに場長に提出すること。

(3) 報告・連絡調整業務

監視・清掃業務の実施に当たっては、以下の業務を行う。

ア 1日の業務終了後、管理日誌の

3 管理責任者及び監視等業務員

(1) 管理責任者

- ア プール監視等業務契約締結後は、直ちに本業務を遂行する責任者として「管理責任者届」を履歴書（写真添付）及び所有資格等の写し各1部を添付の上、場長に提出すること。
- イ 管理責任者は公益財団法人日本体育施設協会の「公認水泳指導管理士」、日本赤十字社が認定する「水上安全法救助員」若しくは「救急法救急員」、公益財団法人日本水泳連盟「基礎水泳指導員」のうちいずれかの有資格者で、本仕様書に定める監視業務等の遂行に必要な知識及び豊富な経験を有すること。また、関係法令の基準を遵守するとともに他の業務要員を指揮指導できる能力を有する者に担当させ、常に安全で良好な監視業務等を行うこと。

(2) 監視等業務員

- ア 監視等業務員は、固定監視員・プール案内員及び受付員から構成し、予め名簿及び履歴書を場長に提出して承認を得ること。
- イ 固定監視員・プール案内員は、健康で年齢18歳以上55歳以下の者とするが、水泳指導又はプール監視業務の経験があり、救命に関する技能を有する者であればこの限りではない。
- ウ 監視等業務員は、本仕様書に定める業務内容を完全に理解し、業務を遂行すること。
- エ 監視等業務員は、業務の従事者であることが第三者から容易に識別できる一定の被服を着用し、常に清潔を保つこと。また、監視業務遂行時には、即座に入水できるものを着用すること。
- オ 監視等業務員の交代時には、連絡を緊密にし、業務に支障をきたさないよう留意すること。
- カ 業務状態の不良や信用を失墜させる行為等があった場合、場長の要請により速やかに監視等業務員を交替すること。

4 プール施設賠償保険への加入

契約締結後、プール施設賠償保険（死亡保険金1億円以上、てん補限度額3億円以上、ただし、期間入場者1万人以上）に加入し、加入後速やかに保険証書の写しを場長に提出すること。

5 救急法講習会等の実施

監視等業務員に従事する者に対して、プールオープン前に救急法講習会を実施すること。なお、実施場所については、当業務場所とし、業務施設の把握にも努めること。

また、プール開場時には毎日、溺者救助、救命訓練等を行い、プールの安全管理体制を徹底すること。

6 その他

- (1) 管理日誌の様式については、本業務請負契約締結後、場長の指示に従い乙の負担において作成すること。
- (2) 甲の主催するプール営業中のイベント等において、協力及び補助を行うこと。
- (3) 業務中故意又は過失により施設物品を破損、汚損した場合は、乙の責任において原形復帰すること。

- (4) 業務時間外の施設の出入りは、予め場長と連絡調整の上、指示を受けること。
- (5) 監視等業務員が使用する所定の服装、事務用消耗品、日常生活消耗品は、乙の負担とする。
ただし、ポリ袋、トイレットペーパー、手洗い用石鹸は、甲が提供するものとする。
- (6) 業務に要する水道、電気、ガスについては、甲は無償で使用させるものとする。
- (7) 治療用の薬品、水質検査用の薬品及びプールへ投入する薬品については、甲の負担とする。
- (8) 監視等業務員が使用する机、椅子、ロッカー等について、場長と協議の上必要と認めるものは、甲が貸与する。
- (9) プール施設賠償保険の掛金及び救急法講習会の実施に係る費用は、乙の負担とする。
- (10) 火災等の災害予防には十分配慮すること。
- (11) 業務中の安全及び衛生管理に十分配慮すること。万が一、労働災害が発生した場合は、保険適用等については、乙の責任において処理するものとする。
- (12) 事故者を発見した際の救急措置等を含めた、利用者の安全に関するマニュアルを作成すること。
- (13) 受託者は、利用者サービスの向上、施設のコスト削減及び環境対策等についての提案及び対策を行うものとし、これに関する情報交換及び具体的対策を協議するための会議を施設と定期的に行うものとする。
- (14) この仕様書に定めがない事項については、場長と協議することとする。

監視等業務実施要領

監視等業務は、次に示す要領で実施するものとする。

業務の実施に当たっては、利用者の妨げとならないよう配慮すること。

1 管理責任者及び監視業務員の心得

- (1) プール監視業務は、人命尊重を第一とする。
- (2) 利用者には、常に丁寧な対応をすること。
- (3) 業務遂行に当たっては、プール利用者が安全で楽しく利用できるように心掛けること。
- (4) 日頃から救急用具等（担架、薬品等）を整備しておくこと。
- (5) 自己の体調管理には、十分注意をすること。
- (6) 清潔感に留意し、きちんとした身だしなみを保持すること。
- (7) 勤務時間中（休憩時間を含む）の遊泳はしないこと。

2 監視等業務内容

(1) 管理責任者の業務

- ア 水泳施設（プールサイド、管理棟内）を随時巡回し、常に全般の状況を把握すること。
- イ 業務要員の指揮指導を行うこと。
- ウ 事務所または職員への報告、連絡を行うこと。
- エ 管理日誌を作成し、1日の業務終了後提出すること。
- オ 翌営業日の計画を作成し、場長の承認を得ること。
- カ 機械警備の設定解除をすること。
- キ 施設物品の管理をすること。
- ク 消耗品類の在庫管理をすること。

(2) 固定監視員及びプール案内員（管理責任者を含む）の業務

- ア プール利用者に対し注意事項を遵守させ、プール及びその周囲の監視を行うこと。
- イ 事故者（溺者）を発見したときに次の各号のとおり的確な措置をとること。
 - (ア) 笛等で注意を喚起し、直ちに救助に当たるとともに、他の遊泳者の整理に当たり、必要に応じて消防署等へ通報を行うなど適切な処置をとること。
また、その後速やかに職員に連絡すること。
 - (イ) 事故者を引き上げ、保温するとともに、応急措置（心肺蘇生法等）を行い、医師又は救急隊員に引き継ぐまで救助活動を続けること。
- ウ 軽易なけが人等の応急処置をすること。
- エ 定められた時間に次の水質検査等を実施すること。
 - (ア) 残留塩素濃度の測定及び記録
 - (イ) 水素イオン濃度の測定及び記録
 - (ウ) 水温、気温、湿度の測定及び記録・表示

(3) 受付員の業務

- ア 利用券を回収すること。
- イ 感染症拡大防止のため、職員からの指示に基づき利用者の入場制限を行うこと。
- ウ プールに関する利用の案内をすること。
- エ プール利用者の統計をとること。
- オ 開場の準備及び閉場の片付けを次の各号のとおり実施すること。
 - (ア) 開場前に施設内の安全及び衛生を確認すること。
 - (イ) ロッカー室の窓、プールへの出口を開放・施錠すること。
 - (ウ) 自動券売機の準備・整理の補助をすること。
- カ ロッカー室・トイレを随時巡回し、不審者、不審物及び衛生状態等を確認すること。(異性のロッカー室等はロッカー室等と同性の業務員に依頼すること。)
- キ 日常清掃を行い、環境衛生に留意すること。
 - (ア) 受付窓口及びその周囲のごみ等を除去すること。
 - (イ) プール出入口前を適宜散水し、砂埃等が立たないようにすること。
 - (ウ) 必要に応じてロッカー室・トイレの清掃を行うこと。
- ク 運動場事業開催時の補助をすること。

(4) その他共通の業務

- ア 開場準備及び閉場片付けをすること。
 - (ア) 開場前に施設内の安全及び衛生を確認すること。
 - (イ) プール水面及びプールサイドのごみ等を除去すること。また、必要に応じて、水底沈殿物をプールクリーナーで除去すること。
 - (ウ) テント、パラソル等を設営・片付けすること。また、運動場の要請により、コースロープ等の器具を設置・撤去すること。
 - (エ) 閉場時には、プール内、プールサイド、男女ロッカー室及びロッカー内部の遺失物を確認し、遺失物があった場合は、職員に届け出るとともに拾得物台帳に記帳すること。
- イ プールサイド等に適宜散水し、利用者の火傷防止等に努めること。
- ウ 場内放送を行うこと。
- エ 日常清掃を行い、環境衛生に留意すること。
 - (ア) 入場者退場後には、シャワー足洗い槽を排水し、デッキブラシで水洗いをする。
 - (イ) 入場者退場後には、喫煙所の吸殻を回収し、ロッカー室をほうき等で清掃すること。
 - (ウ) 入場者退場後には、トイレをデッキブラシ等で水洗いすること。
 - (エ) 入場者退場後には、ロッカー、ベンチ等を消毒し感染症拡大防止に努めること。
 - (オ) 救護室、管理室は、毎日雑巾等で清掃すること。
 - (カ) プール周辺の環境(ゴミ・雑草・混雑時の駐車場等)に十分な配慮をすること。
- オ 運動場事業開催時の準備・撤去の補助すること。
- カ プール営業最終日(8月31日)に速やかに設置物品等の整理収納を行うこと。
なお、実施にあたっては、職員の指示により行うこと。
- キ プール営業中は、1時間毎に10分間の休止時間を設け、利用者の安全確認を行うこと。
- ク その他、職員の指示する事項を遵守すること。